

厚生労働省発職高第 1215001 号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱
- 2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

平成 17 年 12 月 15 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 在宅就業障害者特例調整金の額等

一 在宅就業障害者特例調整金の単価（在宅就業単位調整額）については、二万一千円とするものとする。

二 在宅就業障害者特例調整金の算定の基礎となる評価基準月数については、三月とするものとする。

三 在宅就業障害者特例調整金等の算定の基礎となる評価額の月額については、三十五万円とするものとする。

第二 在宅就業支援団体の登録

一 在宅就業支援団体の欠格事由の対象となる労働関係法律の規定は、職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の罰則に係る規定等とするものとする。

二 在宅就業支援団体の登録更新期間は、三年とするものとする。

第三 障害者雇用調整金の支給申請期間の改正

障害者雇用調整金の支給申請期間は、各年度ごとに年度の初日から四十五日以内に改めるものとする
と。

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第五 施行期日

この政令は、平成十八年四月一日から施行するものとする。ただし、第三に掲げる事項については、平成十九年四月一日から施行するものとする。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 精神障害者に関する雇用義務等の特例

雇用義務等に関する規定の適用に当たっては、精神障害者である短時間労働者については、○・五人と算定するものとする。

第二 在宅就業障害者支援制度の対象となる場所

在宅就業障害者支援制度の対象となる場所は、自宅のほか、障害者が業務を実施するために必要な施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所並びに障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所とするものとする。ただし、在宅就業障害者に対して直接発注を行った事業主の事業所その他これに類する場所は、対象となる場所から除くこととする。 (在宅就業支援団体を通じて在宅就業障害者に発注を行った場合は、この限りではないこととする。)

第三 在宅就業障害者特例報奨金の額

在宅就業障害者特例報奨金の単価(単位報奨額)は、一万七千円とするものとする。

第四 在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給申請期間等

一 在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給申請期間

イ 在宅就業障害者特例調整金の支給申請期間は、各年度ごとに年度の初日から四十五日以内とするものとする。

ロ 在宅就業障害者特例報奨金の支給申請期間は、各年度ごとに七月三十一日までとするものとする。

二 在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給期間

在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業特例報奨金の支給期間は、十月一日から十月三十一日までの間とするものとする。

三 支給申請手続の一括化

障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金の申請書の提出は、障害者雇用納付金の申告書の提出と同時にしなければならないこととし、在宅就業障害者特例報奨金の申請書の提出は、報奨金の申請書の提出と同時にしなければならないこととする。

第五 事業主による在宅就業契約の締結等に係る基準

事業主は、次に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業契約の締結、在宅就業障害者に対する就業機会の提供、業務の対価の支払い等の業務を行わなければならないこととする。

一 在宅就業契約の締結に際しては、在宅就業障害者に対して十分に説明を行うとともに、必要に応じてその家族に対して十分に説明を行うこと。

二 在宅就業障害者との在宅就業契約の締結に当たっては、書面により契約を締結し、当該契約書を保存するとともに、当該契約書に在宅就業障害者に対して支払う金額、在宅就業障害者が在宅就業契約を履行できなかった場合の取扱い等を記載すること。

三 継続的に就業機会を提供している在宅就業障害者に対して、就業の機会を打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を予告すること。

四 業務に関して知り得た秘密の保持、在宅就業障害者の手帳の写し等の保存等を行うこと。

第六 在宅就業支援団体の業務

一 業務運営基準

在宅就業支援団体は、次に掲げる業務運営基準に適合する方法により、業務を実施しなければならないものとする。

イ 事業主との契約の締結に当たっては、書面により契約を締結し、当該契約書を保存するとともに、当該契約書に在宅就業対価相当額（事業主からの発注額のうち在宅就業障害者に対して支払われる金額の総額）の予定額等を記載すること。

ロ 在宅就業障害者に対して初めて支援を行う際に、支援内容、在宅就業障害者に対する支援業務に要する経費の額の設定基準等を明示すること。

ハ 在宅就業契約の締結に際しては、在宅就業障害者に対して十分に説明を行うとともに、必要に応じてその家族に対して十分に説明を行うこと。

ニ 在宅就業障害者との在宅就業契約の締結に当たっては、書面により契約を締結し、当該契約書を保存するとともに、当該契約書に在宅就業障害者に対して支払う金額、在宅就業障害者に対する支援業務に要する経費の額、在宅就業障害者が在宅就業契約を履行できなかった場合の取扱い等を記載すること。

ホ 継続的に就業機会を提供している在宅就業障害者に対して、就業の機会を打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を予告すること。

ヘ 業務に関して知り得た秘密の保持、健康確保措置の実施、能力開発機会の付与、在宅就業障害者の手帳の写し等の保存等を行うこと。

二 発注証明書

在宅就業支援団体が事業主に対して交付する発注証明書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬものとする。

イ 事業主が在宅就業支援団体に対して支払った金額

ロ 在宅就業対価相当額（事業主からの発注額のうち在宅就業障害者に対して支払われた金額の総額）

ハ 在宅就業支援団体がそれぞれの在宅就業障害者に対して支払った金額

ニ 在宅就業障害者の氏名、就業場所及び業務内容

ホ 在宅就業障害者が障害者であることを明らかにする事項等

三 業務規程

在宅就業支援団体の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げる事項とするものとする。

- イ 在宅就業障害者に対する支援業務の実施方法
- ロ 在宅就業障害者に対する支援業務に要する経費の算定方法
- ハ 業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- ニ 業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項等

四 定期報告

在宅就業支援団体は、毎年、四月一日現在における次に掲げる事項を、五月十五日までに厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。

- イ 在宅就業支援団体が行う支援の業務の具体的な内容
- ロ 在宅就業支援団体が継続的に支援業務を行っている在宅就業障害者の人数
- ハ 支援業務を実施する従事経験者及び専任の管理者の氏名
- ニ 事業主からの受注総額及び在宅就業障害者に対する発注総額
- ホ 在宅就業障害者に対する支援業務に要する経費総額等

五 その他

在宅就業支援団体の登録手続、在宅就業支援団体の休廃止に係る手続、在宅就業支援団体が保存する帳簿の記載事項等に係る規定の整備を行うものとする。

第七 助成金に係る改正

一 助成金の支給対象となる精神障害者の範囲の拡大

精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者については、現行の支給対象障害者に加えて、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給対象とするものとする。

(注) 現行では、精神障害者のうち、公共職業安定所の紹介に係る者、障害者職業センターにおける

職場復帰のための職業リハビリテーションの措置を受けている者等が、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給対象とされている。

二 障害者能力開発助成金の支給業務の対象の拡大

障害者能力開発助成金の支給業務の対象に、グループ就労訓練（障害者のグループが事業所で就労することを通じて労働者として雇用されるための教育訓練をいう。）の事業を行う事業主等を加えるもの

とすること。

三 障害者雇用支援センター助成金の支給業務の対象の拡大

障害者雇用支援センター助成金の支給業務の対象に、業務を行うための施設等の更新を行う障害者雇用支援センターを加えるものとする。

第八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第九 施行期日

この省令は、平成十八年四月一日から施行するものとする。ただし、第七に掲げる事項については平成十八年一月一日から、第四の三に掲げる事項については平成十九年四月一日から施行するものとする。